

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業 生活援助特化型訪問サービス 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人あすか
主たる事務所の所在地	〒731-0103 広島市安佐南区緑井二丁目12番25号
代表者（職名・氏名）	理事長 高橋 祐輔
設立年月日	平成1年2月16日
電話番号	082-879-3143

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションあすか大町	
サービスの種類	第1号通所事業 生活援助特化型訪問サービス	
事業所の所在地	〒731-0121 広島市安佐南区中須一丁目26番12号	
電話番号	082-879-1226	
指定年月日・事業所番号	平成29年6月1日指定	3470211396
管理者の氏名	増村 祐子	
通常の実施地域	広島市 安佐南区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業 生活援助特化型訪問サービス（基準緩和型）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
訪問事業責任者	常勤 1人
生活援助員	常勤 1人 非常勤 13人

7. 訪問事業責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	増村 祐子
------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・生活援助特化型訪問サービスの利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	990	10,593円	1,060円	2,119円	3,178円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	1,977	21,153円	2,116円	4,231円	6,346円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた者 (要支援2)	3,136	33,555円	3,356円	6,711円	10,067円

上記の基本利用料は、広島市長が定める基準による金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位数	加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算 (1月につき)	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,140円	214円	428円	642円
生活機能向上連携加算Ⅰ (1月につき)	サービス提供責任者が通所リハビリテーションの理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。	100	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき)	通所リハビリテーションの理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行し訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。	200	2,140円	214円	428円	642円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			1月につき＋所定単位数×24.5% ※			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

減算	基本単位数	利用料 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
同一建物減算			1月につき＋所定単位数×12%減算 (10%減算 R6年10月まで)			

(2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。
-----	--

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用の2時間前までに連絡をいただいた場合	無料
サービス利用の2時間前までに連絡をいただかなかった場合	1,000円

※ ただし、利用者の病状の急変など、緊急の入院や入所の場合、キャンセル料は不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)の利用料(利用者負担分の金額)は、月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(土・日曜日、祝休日の場合は翌営業日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。

現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日（日曜、祝休日の場合は翌営業日）までに、高橋内科小児科医院の受付にてお支払いください。
------	--

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護職員 由布 紀子
-------------	------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急

連絡します。

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び広島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 082-879-1226 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	電話番号 082-504-2183
	広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

17. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

18. 第三者評価の実施状況

外部評価実施なし。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地

事業者（法人）名 医療法人あすか

代表者職・氏名 理事長 高橋 祐輔

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

立会人 住所

氏名

へ-F-A-総合事業 生活援助特化型訪問サービス 契約書別紙（兼重要事項説明書）-20240601